

組合員証で受診できないものなど

○組合員証で受診できない場合

次の場合には、組合員証での診療は受けられません。

- 1 そばかす、あざ、ニキビ、ほくろ、多毛、無毛などで日常生活に差し障りのないもの
- 2 隆鼻術、二重まぶたなど、美容を目的とする整形手術など
- 3 正常妊娠、正常分娩の診療
- 4 健康診断を目的とする諸検査及び診察
- 5 経済的な理由による妊娠中絶
- 6 予防接種、予防注射
- 7 公務による傷病

○歯科診療の場合

- 1 歯並びを直すとき
- 2 14金以上の金、又はそれに類する合金を使ったとき（前歯には適用可能な場合あり）
- 3 子供の場合、乳歯に金属冠、つぎ歯、ブリッジ、入れ歯などをつくる時

○第三者加害行為となる場合

次の第三者加害行為は、第三者（加害者）が医療費を負担することになります。直ちに、共済組合に連絡して下さい。

- 1 交通事故によるけが
- 2 飲食店などでの飲食や仕出し弁当が原因の食中毒
- 3 飼い犬に噛み付かれたとき
- 4 暴行を受けたとき 等

○給付が制限される場合

次の場合には、給付が制限される場合があります。

- 1 故意の犯罪行為又は故意に事故をおこしたとき
- 2 けんか、酔っ払いなどで事故をおこしたとき
- 3 医師の指示に従わなかったり、正当な理由なく共済組合が求める診断を拒んだとき
- 4 詐欺又は不正の行為で給付を受けようとしたとき